

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市園芸作物振興事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	園芸振興及び地域産業の維持のため、農家所得の向上、地域の活性化を図るために、園芸振興に要する経費に対し補助金を交付する。
補助事業者	農業者、農業者等の組織する団体、農業公社、農地所有適格法人、民間事業者
補助対象経費	・生産、販売促進、加工等に係る資機材のレンタル・リース費用等 ・おけさ柿又はルレクチエの規模拡大等への補助 等
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	事業ごとに異なる
	○少額（5万円以下）補助金の理由 規模拡大事業は、栽培面積の維持を図るため。
補助率等	1/2以下 研修園地整備事業は、事業費と補助額を比べていずれか低い額を補助
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 将来の担い手に園地を確実に継承していくため、初度的経費の負担を軽減する必要がある。
数値目標等	A 数値化
	品目ごとに設定している。
	○目標に対する費用対効果（計算式） 作付面積、生産者の増加による販売量、販売額の向上による。
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 園芸振興プランによる生産者、販売量、販売額、作付面積等の向上による。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和2年9月30日
補助終期	令和3年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 募集要項
事業担当	（担当部署） 農業政策課 生産振興係
	（電話番号） 0259-63-5117